

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
2. 日時:令和5年7月4日(火) 13時30分~15時35分
3. 場所:原子力規制庁9階D会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
本多主任安全審査官、上野管理官補佐、水野係員、瀬尾係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
環境技術開発センター 廃止措置技術部 環境保全課 マネージャー 他9名  
プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 品質保証課 課長 他1名  
放射線管理部 次長 他2名  
保安管理部 施設安全課 課長 他4名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・資料1-1 核サ研環境センター使用変更許可申請に関する面談資料
  - ・資料1-2 核サ研環境センター使用変更許可申請に関する面談資料
  - ・資料2 核サ研放射線管理部使用変更許可申請に関する面談資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	お返しさせていただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:06	それでは令和5年3月13日付、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について、
0:00:18	面談を開始したいと思いますよろしくお願いします。
0:00:24	それでは本日ご準備いただきました資料のうち、ちょっとこちらで説明いただき、ご説明いただきたいところについてお話をさせていただきますので、
0:00:35	そちらについてちょっと所。
0:00:37	ご説明いただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:41	規制庁の水野です。まず、ちょっと資料の番号の順番からするとちょっと前後してしまうところあるんですけども、資料の1-2。
0:00:50	もうCPFですね。
0:00:52	17ページ、次に、まず25ページから、
0:00:55	そのあと27ページから、
0:00:58	ちょっと2ヶ所あると思うんですけどその順番でちょっとご説明をお願いします。
0:01:02	衛藤次続きますと。
0:01:06	資料1の一井ですね、のウラン系廃棄物処理施設。
0:01:11	で、こちら10ページからと、19ページから、
0:01:18	のところですね。
0:01:20	そのあと、よろしいですかね。武藤。
0:01:25	資料1-1ですね、の31ページから、
0:01:30	そのあとは、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、こちら資料1-2ですけども、11ページから、
0:01:38	よろしくお願いします。
0:01:43	はい減少機構の東です先ほど皆さんからお話があった施設複数ありますので中にご説明したいと思います。一応、董事長説明する予定ですけども、途中で桐田池口のときはご連絡ちょっとご発言いただければと思います。ではCPFの方からご説明をお願いします。
0:02:10	はい。環境センターCPFの矢野と申します。まず資料1-2の25ページ目から、高レベル放射性物質研究施設の北崎設備。
0:02:21	に関する記載の見直しについてということで、簡単にご説明差し上げます。今回ですね、
0:02:28	変更申請の内容ですが、2ポツに書いてあります通りですね、極低レベル廃液(二)のオフガス系統が、現状の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	現行の許可書上から評価申請書ですかね、に記載がありましたが、現物にはございませんので、これを見直して削除すると。
0:02:52	ということですね。
0:02:53	(2)としまして、
0:02:55	極低レベル廃液貯槽(2)からの損益経路の見直しとしまして、
0:03:03	本文図面、図9-2-3の廃棄系統図。
0:03:06	においてですね、蒸発缶に、
0:03:10	直接移送するような配管経路があったのですが、これが実際の施行されている配管と異なるということで、
0:03:18	この配管系を削除してですね、
0:03:23	正しいものを記載。
0:03:25	としております。
0:03:28	はい。
0:03:31	今回ですねこの不整合が生じた経緯、現物と図面との不整合がそういった経緯なんですけど、
0:03:40	確認をですね、建設当時の当初までさかのぼって確認したところですね。
0:03:46	当時の施設検査記録を添付1として、
0:03:53	32ページ以降ですね、つけてございますが、この時の、
0:04:00	添付されてる図面ですね、それが42ページになります。
0:04:04	ただ、この時の図面を見ましても、
0:04:08	現行の変更許可申請書の図と、異なる配管ライン。
0:04:15	であって、今回申請変更しようとしている変更後の、
0:04:19	半壊配管のラインルートになっていることから、
0:04:23	建設当時からこのような施工がされていたと。
0:04:27	いうことが、
0:04:29	図面上の記録としては確認できてございます。ただ、
0:04:34	どうしてですね当初、建設投資に、許可の図面と、実際の施工が変わったのかということに関しては、
0:04:42	記録がなくてですね、不明ということになってございます。
0:04:47	ですね。
0:04:49	変更許可申請書における対応と4ポツですが、
0:04:55	ゲンブⅡですね、今、正しい配管ラインにおいては、当時の施設検査で、一応合格した図面と一致しているということと、
0:05:06	当時の基準に対して合格を受けているということから、
0:05:10	4日の図面を修正することが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:15	JAとしては妥当ということで判断しております。
0:05:19	当時の季節検査に合格した、現物等、
0:05:23	と、今の申請書の図面との不整合を解消する目的で、
0:05:28	記載の適正化という理由で、変更申請を行わせていただいておりますということになって、
0:05:34	りますね。
0:05:36	5ポツ2の変更の妥当性というところですが、極低レベルの、まずオフガス系と、
0:05:43	に関しましては、
0:05:48	まずですね、英国低レベルの廃液というのがですね。
0:05:52	通常管理区域内のエジェクタ等で使用する蒸気の凝縮水ですとか、トイレの出られ排水とかですね。
0:06:00	セルやグローブボックス以外、
0:06:03	の、ところで、
0:06:07	なおかつ管理区域内で発生する排水を、
0:06:11	貯留するための設備と、
0:06:13	ということになってございます。基本的には、そういったところはですね、汚染もなくて放射性物質をほとんど含みません。
0:06:21	そのためですね、負圧が、
0:06:24	発生しないということで、オフガス系とがないというせ設備設計になってございます。
0:06:31	で、この貯槽はですね、廃棄施設の一部としては、
0:06:37	基準の規則の第24条の廃棄施設のところの適合性を要求される設備ではございますが、
0:06:48	廃液貯槽の負圧系統についてはですね、特に、
0:06:52	基準上の安全、要求がございませんので、現行の許可において、
0:06:58	安全評価に使っているというようなことはございません。
0:07:03	ですので
0:07:06	またですね、
0:07:08	藤課長層にはですね、
0:07:13	えーとですね、調査、修正前後で貯層自体に影響があるものではなくてですね。
0:07:19	系統図、
0:07:21	のみの変更で済むことから、修正後においても安全4、安全上の問題はないということで判断させていただいております。
0:07:33	はい。繰り返しになりますがこちらの変更後の廃棄の系統で、
0:07:39	オフガスがない状態で、施設検査は合格しているという状況になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	あと損益経路の見直しということですが、こちらはですね、
0:07:51	先ほど申し上げた通りですね、放射性物質をほとんど含まないもく低レベルの廃液を貯留するための貯槽ですが、
0:07:58	万が一ですね、例えば部屋が汚染していて、会長さんに汚染が、
0:08:07	流れ込んでしまったとかですねそういうことを一応想定してですね。
0:08:12	ええ。
0:08:13	万が一の場合のレベルチェックをしてからですね、基準を超えるものは、定例の廃液貯槽の方に移送してですね、蒸発処理をします。
0:08:24	ということになってはいますが、現行の許可ではですね、
0:08:31	とですね、レベルチェックの基準を超える廃液が、現行の許可というのは今の、
0:08:38	変更申請する前ですね、レベルチェックする、して基準を超えたものを直接、
0:08:44	蒸発缶に送るというルートに経路になっているんですが、
0:08:47	現物はですね、1回その低レベル廃液貯水槽して、そこでさらに、レベルチェックを行った上で、
0:08:55	基準を超える廃棄を蒸発缶移送するという経路になってございます。
0:09:00	そのためですね、デイルーム排除、極低レベル廃液貯槽(2)からですね、
0:09:10	の下基準を超える貯槽廃液が、低レベル貯槽に移送されるということになります。
0:09:21	取り扱い上はですね、このレベルのチェックが変わる、レベルチェックの基準が変わるわけではございませんので、
0:09:28	僕低レベル、或いは低レベルの取り扱いは変わらないということと、
0:09:32	極低レベルの基準を超えるものは蒸発缶処理を行って、
0:09:40	中レベルと、僕低レベルに分割するということには変更はございません。
0:09:45	なおかつですね、こちらの設備も先ほどと同様で、廃棄設備の一部として、
0:09:52	基準規則の第24条に関する適用性を要求されますが、
0:09:57	蒸発管による排水処理は、
0:10:02	基準に書かれている通りですね、水中の放射性物質の露点、
0:10:07	現できるよう、
0:10:09	中央施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力。
0:10:15	に相当するものなんですが、
0:10:18	今回の修正で、配管のルートを変えた。
0:10:22	ということにおいては、
0:10:26	建設当時の通水試験で、問題ないことを確認していることと、
0:10:33	剤材質のですね、許可書にあるステンレスエというところに変更ないためですね、排水設備として、
0:10:40	廃液が漏れにくい構造。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	年廃液が浸透しにくく、かつ腐食しにくい材料を用いること。
0:10:47	という基準を満足していると考えておりまして、
0:10:51	燃料の問題はないと判断してございます。
0:10:56	はい。こちらですね、先ほどと同様で、施設検査の図面にこのルートが掲載されていることから、
0:11:02	昭和 56 年の施設検査で合格を受けているということになってございます。
0:11:09	はい。以上が、はい。
0:11:12	すいません。
0:11:16	液体廃棄施設設備の変更に係るご説明になります。
0:11:23	続けてよろしいでしょうか。
0:11:27	はい。
0:11:28	続きまして 17 ページからの気体廃棄設備に関して、になります。こちらがですね、
0:11:36	変更の内容としましては、2 ポツのところに書いてございますですね、
0:11:43	本文図面に書いてある管理区域間排気系統図。
0:11:47	においてですね、排気第 4 系統のプロアの下流にある自動調達ダンパ。
0:11:53	を、自動温不作動ダンパに変更するということと、
0:11:58	ですね。
0:12:02	本文図面、同様の図面において、
0:12:06	フィルタ 1 と上上流にあるですね、排気第 7 系統のフィルタユニット上流による自動オンオフバタフライ弁を手動バタフライ弁に変更しますと。
0:12:16	いうものです。
0:12:19	はい。
0:12:21	こちらに関しても、
0:12:23	先ほどと同様ですね、先ほどと同様で、廃棄体変形等に関しては、建設当時から、
0:12:29	ございますので、こちらで完成当初、富田所ですね。
0:12:34	変更後の仕様で、施行されているということが確認できました。で、
0:12:41	施設検査に関しては、背景等全体としては受けておるんですが、
0:12:47	また排気第 4 系統は部屋系の排気をする系統であって、当時はここを念入りに、このバルブ透明にチェックしたわけではございませんが、
0:12:59	設備全体としては合格をいただいているというような状況になってございます。
0:13:04	またですね廃棄第 7 系統は、平成 13 年、
0:13:09	2、施設検査を受けて、年、後で追加した設備になるんですが、
0:13:16	こちらについてもですね、当該
0:13:21	バルブを見たところですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:24	すみません衛藤。
0:13:26	もともとすいません前回の面談までは、後首藤ダンパと記載させていただいてたんですが、
0:13:34	今回ちょっと管制塔所までさかのぼって調べてみると、バタフライ弁という仕様になっておりまして、ちょっとダンパーではなくてバタフライ弁だったということで、この点は、
0:13:45	すみません今回の面談で、訂正させていただいて、補正の際にですね、改めて修正させていただきたいと考えてございます。
0:13:54	で、こちらの、
0:13:57	説明の方に戻させていただきますと、
0:13:59	排気だな系統の改造工事の時にですね、施設検査を受検して、
0:14:04	排気だな系統全体としての合格をいただいております。
0:14:08	ね。
0:14:09	こちらも弁やダンパーの検査を個別にしているわけではございませんが、
0:14:15	設備全体としてはですね、合格をいただいております、
0:14:21	系統図上は、
0:14:25	首藤バタフライ弁ということで、
0:14:27	記載がされている。
0:14:29	です。
0:14:30	あ、ごめんなさい市道バタフライ弁の仕様で、
0:14:35	記載がされていたということになります。で、
0:14:40	4ポツのですね変更許可申請における対応としましても、
0:14:44	先ほどの液体廃棄物と同様ですね、改造工事後、建設時や改造工事の完成当初と一致してですね。
0:14:52	当時の基準で、施設検査等で確認が不要であった。
0:14:57	というところ。
0:14:58	を考慮してですね、安全上の問題はないというふうに判断しておりまして、許可の図面を修正することが妥当であると判断してございます。
0:15:11	はい。
0:15:12	で、変更の妥当性の方ですが、
0:15:16	背景第4系統の方ですね。
0:15:19	こちらについては、
0:15:21	とはよ、廃棄第4系等の、
0:15:25	ダンパ、ごめんなさいプロアの後ですね。
0:15:28	ページで言うと21ページの図面の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:35	雲マークが3ヶ所ありますが、右っかわのところですね、ちょっと字が小さくて恐縮なんです。
0:15:42	藤室が2台ございましてその後ろにある。
0:15:48	檀。
0:15:49	バーになって、
0:15:50	でございます。
0:15:52	こちらがですね、
0:15:54	下流ブローの下流ですので、
0:16:02	これがその隣にあるのか、またさらに狩野が逆止ダンパになるんですが、
0:16:07	逆止ダンパとセットでですね、フロアの停止のときにですね逆流を防止するための、
0:16:13	設備として付けられているもの。
0:16:16	ということ。
0:16:18	になってございます。で、こちらの方はですね、徒長暑うの機能は、そういった観点で要求されるものではなくて、
0:16:27	ブローを停止した際に、
0:16:31	閉止ができればいいと。ブローをつけた段階で、オンになればいいということで、
0:16:38	安全上としては、その調達機能は不要ということに考えてございます。
0:16:43	こちらのダンパーですが、気体廃棄設備になりますので、基準規則において、同様に第24条で、適用性を要求されると。
0:16:55	ということになりますが、空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、
0:17:00	また、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力。
0:17:05	ね。
0:17:07	ごめん。競争をするものではなくてですね。
0:17:11	また、材質もダクトの既許可である。
0:17:15	原則として進める構成及び構成ということと、同様であることも確認できてございます。
0:17:22	また廃校以外から期待が漏れにくい構造と強いかつ不足していく材料を用いることというところも、先ほどの点で満足しているということで、
0:17:32	安全上の問題は、特にこの弁が、弁の仕様が変わったからといって問題にはならないということで判断をさせていただきます。
0:17:41	こちら先ほどから申し上げて、繰り返しで恐縮なんです、建設時の鵜田駅設備の施設検査としては、設備全体で合格していると。
0:17:52	ということになっておりますが、この弁そのものを検査で詳しく見ているかというところというのではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:02	当時の完成図書ですね。それから、
0:18:04	施設検査受検時には、この現状変更しようとしている自動交付型を自動を不作動ダンパが設置されていたということは確認できてございます。
0:18:16	江田排気だな系統のフィルタユニットの上流にある。
0:18:20	自動オフバタフライ弁を、中央バタフライ弁に変更するという点ですが、こちらについても、
0:18:29	機能といたしましては、補修、
0:18:34	アット排気系統保守するときに、
0:18:38	最低限の負圧を維持するために、当時ですね廃棄第 7 系統というのを補修。その主排気系統の、
0:18:46	保守用に新たに新設する工事を、
0:18:50	平成 12 年から 3 年ぐらいに行っております。
0:18:56	これがですね、
0:19:00	これまで、第 1 系と第 2 系と第 3 系統のセルやグローブボックス、
0:19:07	塀の、
0:19:09	ラインの負圧を、
0:19:11	最低限担保するためですのでそこから枝分かれして、廃棄第 7 系統で、
0:19:17	引っ張るということになるんですが、その分岐点にある、
0:19:23	便になります。ですので、排気だな一系統を、
0:19:28	木戸前にですね、会としては木田和気等をですね、運転させることができれば、
0:19:36	機能上は問題がないと。
0:19:40	率直に言うと別に、
0:19:41	なくても、本当は機能上問題ないんですが、一応仕切りのためについてる便ということで、
0:19:48	ご理解いただければ良いかと思います。
0:19:52	はい。いえ。こちらの方もですね、
0:19:57	そういったところでですね、
0:20:00	自動で本をする必要は全くなくてですね、
0:20:04	県のマニュアルで、は、
0:20:06	ここを開にしてから、廃棄体のアンケートを起動するというような、手順で設定させていただいておりますが、手動で開けば良いだけですので、
0:20:18	基本的には自動機能を要求されるものではないということで考えてございます。
0:20:24	こちらですね、基準規則の方の第 24 条ですね、同じ廃棄施設ですので、のところでどの、
0:20:32	行政受けされますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	こちらですね、放射性廃棄物を処理する能力には影響はなくて、また材質も、
0:20:44	tractの既許可であるですね、リスク及び構成ということと、同様ということが確認できてございます。
0:20:54	廃校以外から漏れにくい構造や腐食しにくい材料ということも満足してございますので、安全上の基準、安全上の問題は特にないということで判断してございます。
0:21:05	こちらでも繰り返しになりますが、
0:21:08	施設、廃棄台マーケットを新設した通りですね。
0:21:13	等の施設検査、平成13年の3月から4月にかけて受検したのですが、
0:21:20	こちらで系統全体としては合格をしているという状況になります。
0:21:25	ですので、直接この弁がどうかということは、記録が、
0:21:31	なかったというか、施設検査を受けてなかった状況なんですけど、
0:21:35	系統全体として合格をいただいていることから、安全上の問題はないというふうに判断しております、
0:21:43	完成当初ですね、新設工事の完成当初から、施設検査受検時に、突然収納バタフライ弁がついていたということが確認できてございます。
0:21:53	ちょっと注釈で書いてございますが、こちらはですね、ページ23ページになります。
0:22:01	この系統図を見ると、自動バルブ、括弧遠隔式と。
0:22:06	いう書きぶりになっていて、
0:22:10	ちょっとそう想像入れてしまうと、こういう記載だったので児童、
0:22:14	弁当間違えた。
0:22:16	のかなあというところもあるんですけど、
0:22:21	この図書ですね、自動バルブ括弧遠隔式というのは、どういう仕様の示しているかという、
0:22:30	電気の信号で、開閉するというものをですね。
0:22:35	手でバルブを開け閉めするのではなくて、
0:22:40	電気の信号で開閉するものをちょっと自動バルブと呼んでいる節がありまして、実際にはこれですね、コントロール室から遠隔操作で、
0:22:52	オンオフできるようになっているために、自動バルブでかっこ遠隔式というような表記になってございます。これ結局、操作員Aと。
0:23:02	操作する人のですね、手動で切り換えをしますので、申請書上は、首藤。
0:23:09	は手動の弁。
0:23:11	ということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:13	また、
0:23:14	すみません 24 ページですね、裏っかわなんです、
0:23:19	当初、先ほど申し上げた通り、ダンパーということで、変更申請をさせていただいたんですが、
0:23:26	今回、完成当初までずっと調べていくと、こちらの上から、
0:23:32	五つ目ぐらいのところでは弁形式というところがありまして、バタフライ弁という記載がございました。
0:23:39	で、機能としてはそんなに変わったものではないんですが、
0:23:44	こちらはですね、バタフライ弁という仕様になってございますので、
0:23:50	バタフライ弁ということで修正をさせていただきたいと考えております。簡単ですが以上でCPFのご説明を終わらせていただきたいと思います。
0:24:13	規制庁の水野です。ご説明いただきありがとうございます。それではちょっとまず、
0:24:18	一旦こちらで確認したことについてご質問させていただいて、またそのあと次の施設のご説明ということでお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。
0:24:35	規制庁の本田さんのご説明ありがとうございましたの。
0:24:39	両方とも
0:24:42	完成と、その検査、ちょっと
0:24:46	弁の方はその便団体の件、施設検査をやったというわけではなくてそれを含めた、
0:24:52	系統ラインのところでは合格を、
0:24:56	もらってますっていう。
0:24:57	ことではありますけどまず最初の方の廃液のラインの方。
0:25:04	ちょっと確認させてもらいたいんですけど昔にさかのぼって
0:25:11	いろいろと
0:25:14	お調べいただいたところではあるんですけど。
0:25:21	だからあの子、今回で言うと、その一番の元にならその 42 ページのこの、
0:25:29	非常にちっちゃい図が、これが
0:25:33	検査を合格した時の添付図。
0:25:36	ということだと思うんですけどこれとの関係においてはちょっと
0:25:41	特にオフガスのところの系統、今回はその申請後は、
0:25:48	変更後っていうのは思います。
0:25:51	2 関係するラインは全部。
0:25:54	削除するっていうことなんですけれども、この、
0:25:57	ここをちょっとここ非常に細かいんでしょうけどちょっと、
0:26:01	42 ページのこの下の横長に雲マークがあるところがそうだと思うんだけどこれと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:08	だからこれは三重、あれ。
0:26:17	30 ページ 30 ページとのちょっと関係性をちょっと。
0:26:21	もう一度ちょっと簡単に結構なんでいただけませんか。
0:26:28	はい。環境センターCPF矢野と申します。すみませんちょっとわかりづらくて恐縮 なんです。
0:26:34	42 ページの方の図でまずご説明させていただきますと、オフガス系統はこの図で はですね、左下の凡例をご覧くださいますと、
0:26:46	ベントガスラインとして、点線の矢印ですね。
0:26:51	と思うんですけど、多分本来は色が太さが違って、
0:26:57	なんですけどこれちょっとA2 の図面を縮小しておると、
0:27:01	大分古い青柳で、かなりわかりづらいと思うんですけど、えっと、
0:27:06	そういったちょっと点線矢印というところで書かせていただいております。で、
0:27:13	もう一つ上に、蒸発神戸%ラインっていうのは、これも気体系の配管なので、どち らもそんなに変わらないものと、上と。
0:27:21	そして、ご覧いただければよろしいかと思えます。で、ベントラインが、ベントガスラ インがついているものですね。
0:27:30	その下二つの極低レベル。
0:27:34	廃液貯槽を除いたところはほとんどついてございますが、
0:27:40	廃棄の上層に点線の矢印があって、
0:27:45	の
0:27:47	最終的にその、
0:27:50	そうですね。
0:27:52	北は既設の方に繋がっているということになるんですが、
0:27:56	こちらがですね、こちらの図面を見ると、ベントガスのラインが、
0:28:03	ありません。
0:28:04	ということで、とは極低レベル廃液町村に関しては、とは、ベントライン、ベントガスラ インがついていないとすなわちオフガスラインがついていないということで、
0:28:14	検査を受けているということになります。30 ページの図なんですけど、
0:28:22	えーっとですね、30 ページの図の方は、
0:28:25	とですね、こちら、消してるんで、わからない。わかりにくいんですが、5 番なかー の下にある、極低レベル廃液貯槽括弧 2 のABと。
0:28:37	ありますその上の雲マークのところですね。
0:28:42	28 ページ見ていただくと、点線でオフガスのラインが繋がっているんですが、こち らが先ほどの 42 ページの図を見ると、ないと。
0:28:52	実際現場に行ってもこれございませんので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	当時の記載ミスであろうということで、記載ミスではないですね。
0:29:04	現場との現場とは、
0:29:08	異なる図面になっているということで、現場と合わせるということで、こちらの方を見直してございます。
0:29:17	はい、以上になります。
0:29:25	規制庁の方で説明ありがとうございますちょっとすみません。
0:29:29	も聞き方が、失礼しました
0:29:32	仮今のね、3、28 ページはその点線がこう書かれていますけれど、仮にですよ、仮に 42 ページで、
0:29:41	この点線を表現するとしたら、
0:29:46	どうなるんでしょうかっていうのはちょっとわかります。
0:29:51	環境センターCTO矢野と申します。
0:29:55	今のご質問は、結局下の図面に合わせてをふやすラインを、42 ページの図に入れるとしたらどのようなことになるかということですね。
0:30:05	えーとですね、どこにつなげるかはちょっと難しいんですが、
0:30:10	この、今、雲マークがかかっているところから立ち上げてですね、
0:30:18	最終的には、
0:30:21	小さくて恐縮なんですけど。
0:30:23	右ウェイ鷲見にですね、気体廃棄施設 1 って書いてあるところがあって、
0:30:33	わかりますかね。太い矢印の角があると思うんですけどそのすぐ左下ぐらいに、
0:30:38	方向そうですねはい。
0:30:42	そこに最終的に繋がればいいので、無理やりつなげるとする。
0:30:48	とですね、
0:30:50	ここから立ち上げて、その、
0:30:54	斜め上にある定例チョウソウの、と同じように、
0:30:59	合流するあたりに矢印をくっつけると。
0:31:02	というような形におそくなるんじゃないかと思います。
0:31:08	はい。以上です。
0:31:15	規制庁の合田清でありがとうございました。
0:31:19	当該の今回そのオフガス系のラインは 42 ページの図では、
0:31:27	見当たらないのでってことですかね。
0:31:30	わかりましたありがとうございました。
0:32:29	ちょ、規制庁のミスですねのための確認なんですけれども今回、
0:32:34	新、変更申請いただく内容なんですけれども、ちょっとそれまでに
0:32:40	もし、変更申請されたことがあったかとは思いますがこれについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:47	今回その令和3年の
0:32:50	別の施設になるんですと思うんですけども検査の結果を受けて、ここに、
0:32:57	して行ったということだと思ってはいるんですが
0:33:01	それまでに気づいたこととか経済に合格してたからいいやみたいな感じになってしまっていたとか何かそういったところございますでしょうか。
0:33:13	はい環境センターの依田と申します。
0:33:17	すいません私もずっとCPFに在籍していたわけではないので、何とも言えないところがあるんですが、とですね、おっしゃる通りですね。
0:33:28	施設の認識としましては、
0:33:31	見ればわかるので例えば先ほどのベントラインのところがないみたいな話は、
0:33:38	ないねというのは、気がついてたと。ただ、
0:33:44	当然ながら施設検査で合格をいただいていることもありまして、そこは安全上問題あるということはもちろんございませんので、
0:33:54	問題はないのであろうと。
0:33:58	その系統図ということが、どういうことなのかということにもなりますが、あくまでその、
0:34:05	何ていうんすかね。
0:34:08	適格というか、厳密に配管のラインを表しているというよりかは、
0:34:16	排気系統図なんかご覧いただければわかりやすいんですが、ある程度そのグローブボックスの数とかですねそういったところをはしょっていたりする部分もございまして、
0:34:25	考え方を示しているというような、そういうところで、現場が解釈していた部分もございまして、
0:34:35	あえてここだけをクローズアップして、
0:34:38	修正をかけるという必要はないのかなということで、従来は考えていたようなんです。だから、先日の令和3年度の
0:34:48	プルセンターの件がございまして、
0:34:52	こういったものは、是正するようにということでしたので、
0:34:56	この機会に変更をするということで、ご申請をさせていただいたという次第になってございます。以上です。
0:35:08	規制庁の水野です。ご説明ありがとうございます。
0:35:16	それで、規制庁の水野です。それではCPFに関することについてはちょっと一旦こちらで区切らせていただいて続きましてウラン系廃棄物処理施設。
0:35:27	に関するところについてご説明をお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:14	はいそれでは環境センターの青山の方から、ウラン系廃棄物処理施設のうち代表連系廃棄物貯蔵施設の変更内容についての説明をさせていただきます。
0:36:27	内容としましては3点ありましてすべてが吸気系のラインの内容となります。
0:36:35	こちらがまず現状と不具合、不整合ですね、こちらが生じた経緯となりますが、こちらの施設、施設を建設するためのきよ変更仕様変更許可申請ですね、こちらが平成12年に、
0:36:52	受けておりまして、この時の、
0:36:55	申請した図面がどう添付にして、
0:36:59	あります1の参考図25と。
0:37:03	いうものとなります。
0:37:05	その後、平成26年に、表記方法をいろいろ見直しまして、図の2の形にしております。
0:37:17	このすべての中に置きまして、詰め替え排風機のバイパスライン。
0:37:26	それから、
0:37:28	放射線管理室に行く、排気ラインの10番ですね、それから詰め替え室に行く、吸気ラインが、実際に本があるところを1本に書いていたと。
0:37:40	いうことがありましてこちらを
0:37:44	すべて現状との整合とろうといった申請となっております。
0:37:55	この内容ですけれども、中身につきまして完成図書を添付1にある、完成図書になります。こちらとを確認しまして、
0:38:06	この完成図書通りに作成されているということを確認しました。またこの旧来に関しましては当時、施設検査における確認対象ではなかったと。
0:38:20	ということから、この図面を修正する、しても安全上問題はないということ考えたために、今回申請させていただくと。
0:38:32	こととなります。
0:38:34	まだそれぞれ個別の中、中身になりますが、
0:38:39	11ページの五番ですね、まずは詰め替えして、送風機のバイパスラインということで図2の方の
0:38:48	一番左側ですね、詰め替え必要数送風機の上には、上側に出ている、バイパスライン。
0:38:55	になります。このバイパスラインですけれどもこちらは給排気設備の立ち上げ立ち上げのときに使用するラインとなっております。
0:39:05	まずシーケンス上は、この図の一番右側にある、図2の一番右側にある詰め替えして排風機、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:16	こちらを立ち上げます。この時に、立ち上がって安定してから詰め替え送風機、9機がですね、こちらが立ち上がるのですが、
0:39:26	その間、負圧が経ちすぎることがありますので、
0:39:33	詰め替えし排風機のところのバイパス弁を、が自動で開きまして中の負圧バランスをとると。
0:39:41	いったものとなります。
0:39:43	立ち上げる時も同様の動きとなります。このバイパスラインにつきましては換気設備ではありますので、CSS等の位置構造設備に関する基準の二条。
0:39:56	の換気設備としての適合性を要求される設備等を考えます。
0:40:01	ただし、負圧を担保するための廃棄設備ではないということから
0:40:07	放射性廃棄物を機械で扱う系統は放射性物質の逆流により、補正物が拡散しない設計であることといったものに対して影響を与えるものではないと。
0:40:18	ということから安全ちょうど、問題ないと、判断いたします。
0:40:23	続きまして 5.2 の詰め替え室の木内ライン。
0:40:28	ですね。
0:40:29	こちらは詰め替え請求値をら行うライン。
0:40:34	この図の 2 の詰め替えしたところにもともと 1 本だったところが、実は実際に本があったと。
0:40:41	ということとなります。
0:40:43	こちらと同じく換気設備としての適合性を要求される設備ではありますが、バイパスラインと同じく負圧を担保するための設備がないことから、
0:40:54	影響はないと、安全に影響はないと考えております。
0:41:00	最後に、放射線管理室の給気ラインの系統の順番の変更でございます。
0:41:07	こちらは順番としましては、この詰め替え室に行く手前から分岐していたということで、こちらを実際の形に合わせたと。
0:41:21	いったものとなります。こちらと同じく管理設備としての適合性の問題ではありますが、こちらにつきましても負圧。
0:41:32	を担保するような
0:41:35	ものを、
0:41:37	に影響を与えるものでないということで安全上に問題はないと考えております。
0:41:43	またちょっと前後してしまいますが図 1 のもともとところは先ほど CPF と同じような形なんですけど外系統の概要図と、
0:41:56	ということとなっております、それがあったがために、そのバイパスラインであるとか、例えば詰め替えすに行くラインは一本、
0:42:06	入っていればそちらが代表して説明していると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:09	ということとなりますので、そういった形で、この概要の図のままであったということとなります。
0:42:18	まず、この代表案件廃棄物増設についての説明は以上となります。
0:42:47	はい。環境センターの青山です。続きまして 19 ページからの、こちらは
0:42:53	ウラン系廃棄物処理施設のうち、焼却施設の変更になります。
0:43:01	こちらの変更は、給排気系統税の炉内負圧の調整ラインの追加と、
0:43:08	及び気体廃棄物処理フローへのドレン水処理ラインの追加となっております。
0:43:15	この不整合が生じた経緯となりますが、まず、炉内負圧の調整ライン。
0:43:22	についてです。こちらについては本設備を設置するための使用変更許可、
0:43:29	につきましては、図 1 のページになりますと、
0:43:35	22 ページですね。
0:43:39	こちらがもともとの、
0:43:41	許可を経た場合、
0:43:44	時点の図面となります。
0:43:50	後ですね、添付 1 にあるんですけども施設検査を受けておりますが、ここで炉内圧の調整弁というものは記載されておりました。
0:44:03	その後平成 16 年にですね、仕様変更評価に現在の兵庫守衛、
0:44:11	表記方法に改めてはいるのですが、
0:44:17	この当時のものをそのまま形を書き換えたということでこちらについては調整弁だということで表記はしないと。
0:44:29	ということが続いておまして表記されていなかったというのが
0:44:36	経緯となります。
0:44:38	もう一つなんですけどドレン水の処理ラインということで、こちらが図 3、ページで言いますと 24、20、
0:44:49	5 ページですねすいません。
0:44:51	こちらが
0:44:54	平成 19 年に仕様変更許可申請を、
0:45:01	行いましてこの表記になっています。
0:45:05	この時に、
0:45:07	様式とデミスタの間をつなぐラインですね、この下のラインが記載されていなかったと。
0:45:15	ということがございます。
0:45:16	これが次、現物と許可の図面が送迎しているという経緯なんですけども、こちら平成 20 年の焼却設備の更新工事。
0:45:29	においては仕様をどうしようどうで更新すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:34	ということで
0:45:36	許可書の本文添付書類に記載事項の変更がないと。
0:45:41	ということで仕様変更許可を行わなかったがためにこの変更は中、記載されなかったということとなります。
0:45:50	なお、施設検査につきましては当時、行政相談を行いまして
0:45:57	基本的に更新であるということで
0:46:01	施設は不要という見解終えておりまして実施していないと。
0:46:05	というのが事実となります。
0:46:09	こちらにつきましても、炉内負圧の調整ラインにつきましては、施設検査で合格した図面がありましてこちら、当時からこのままであったと。
0:46:22	ということで、当時の基準を満たし合格を受けているということから許可書の図面を修正することが安全上も妥当であるという判断で、
0:46:34	こちらの修正の仕様変更評価を行ったということとなります。
0:46:41	同じくドレン水の処理ラインにつきましても、完成後の工事後の完成当初、こちら添付になりますが、こちらとも一致している。
0:46:51	また当時の当時審査は不要であったと、いうことを考慮しましてこちらにつきましても修正することが安全上妥当であると。
0:47:03	いう判断をいたしました。そのためにこちらの両者の修正を、
0:47:08	し修正の申請を行ったと。
0:47:11	ということとなります。
0:47:12	で、まず、それぞれの設備についての、
0:47:17	説明というか、安全性についてのご説明になるんですけども、まず負圧調整ライン、これは図の 24 ページの図を見ただけならば、
0:47:29	ということです。新たに追加する構成のエアフィルターのがついてないんですけども、こちらは焼却炉内の負圧を調整するものとなっております。図の左側に焼却装置と、
0:47:44	いうものがありまして、こちらから出てきた空気がヘパフィルターを通りまして排風機で引っ張られるという形となります。
0:47:55	中のこの焼却炉の中では可燃物を燃焼させるために、それなりに負圧の変動があると。
0:48:04	ということでそちらの圧力を一定に保つための微調整を、
0:48:10	こちらの今回追加させていただく弁の、
0:48:15	ダンパーが、
0:48:17	開いたり閉じたりということが行って
0:48:22	流量を調節しながら記者括りとして吸い込むことによりまして、排風機、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:31	入る空気の量を、焼却装置と、この新しい負圧調整ラインですね、こちらからの、
0:48:40	空気と折半することによりまして圧力を一定にすると。
0:48:45	いったものとなります。
0:48:47	で、こちらですが基準規則の第 2 条及び第 24 条に対する適合性を、を要求されると。
0:48:57	考えております。
0:48:59	で、まず、この内容ですが申請書の中につきましては管理区域内の空気及び焼却設備の廃棄はすべて高性能エアフィルタを通した後に放出すると。
0:49:13	いった記載がありまして、このついでに不公正なゆエアフィルタいわゆるへパフィルタですね、こちらにつきましては、その他の、やっぱりFITと同じ。
0:49:25	ような定期的な健全性の確認を行っております、
0:49:32	管理上は問題なくできていると考えております。
0:49:36	そのために
0:49:38	こちらは環境影響を与えることはなく、安全性に影響はないと。
0:49:42	考えております。
0:49:44	またあと廃棄施設に係る、24 条ですね、27 条に係る適合性につきましては、こちらは焼却中は焼却炉により構成内容フィルタに至る間の経営内容を負圧に保ち、償却が、
0:49:58	ガスは、コーサーのフィルターを経て、
0:50:01	排気塔から建てかえに放出する旨の記載があります。
0:50:05	この
0:50:07	今回、記載させていただく設備ですがこちらは不破浦ナイフを調整するための設備でありまして、ここに書いてある、安全の要求はされて、
0:50:18	いないがために、環境の評価は、海環境への評価を与えることはなく、安全上に問題はないと考えております。
0:50:27	またこの修正を行うことにおきましても、経路図以外は変更はなくてですね施設検査合格後の、
0:50:38	合格状態から何名、何ら変更があるものではないということもございまして、安全ではないと、安全上の問題はないと考えております。
0:50:51	同じくデミスタの
0:50:54	21 ページになりますね。デミスタ及び凝縮器から発生するドレン水ラインの
0:51:01	追記ということになりまして、こちらはですね 25 ページを見ていただくとわかりやすいと思いますが、
0:51:09	まずこの凝縮器デミスタというものをですね排気ガス焼却炉から発生した排ガスからの水分を除去するものとなっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:22	そのドレン水というものは、25 ページの図の凝縮器の下にある冷却塔、洗浄塔というものがありますが、
0:51:33	こちらから出てきた。
0:51:35	物を、いわゆる 2 段構えで水分を回収する。
0:51:40	装置となります。そのために、冷却塔扇状等にある、水と同じものでありますので、
0:51:48	こちらを回収してそのまま捨てるもしくは冷却塔扇状等に戻して入りをする、循環させると。
0:51:58	いうものとなります。
0:52:02	で、この冷却塔を扇状となる循環水につきまして前回のご質問でもあったかと思いますが、
0:52:09	こちらは
0:52:12	償却、
0:52:13	から焼却炉から発生する排ガス中の、一般公害物質の除去を行うためのものとなります。いわゆる酸性ガスであるとか、すすであるとか、
0:52:24	そういったものを回収するものではあるのですが、
0:52:28	こちら運転が長くなっていくと、中にいますとか、酸性度が上がってきて、沿道度が上がるわけですね。
0:52:39	そのために、定期的に処理を行う。処理というのは屋内排水ピットに排水をして、
0:52:47	そこから
0:52:50	は、放出と排水として放出すると。
0:52:55	定期的にリフレッシュするものとなっております。
0:52:59	そのための配管系統であったということでございます。このラインとしましては、廃棄施設の一部ではありまして、基準規則の 24 条に関する適合性を許される設備であります。
0:53:13	はい。配管につきましては竣工時、通水試験で水が漏れないことを確認している
0:53:21	と。また材質も PP でありますので排水設備は廃液が漏れにくく、廃液が浸透肉数腐食しにくい材料を用いること。
0:53:30	満足していることから安全上の問題はないと判断しているのが現状でございます。
0:53:50	規制庁の水野です。ご説明いただきありがとうございます。それでは
0:53:55	今ご説明いただいた内容に対してこちらからご質問、質問の方させていただきますのでよろしく申し上げます。
0:54:10	規制庁の本田さんのご説明ありがとうございます。まず第 2 はウラン系。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:15	廃棄物貯蔵施設の方の、
0:54:17	給排気系統図のこんななんですけど。
0:54:21	17 ページの、当時の図面、
0:54:26	とあと、その前のページの中は、ごめん、17 ページ 18 ページか。
0:54:31	当時の図面に赤で印つけてくださいましたけど、
0:54:37	ちょっと、
0:54:39	と。
0:54:40	比較するための例えば図 2、図 2 の上の図に糸数さん。
0:54:46	ですね、変更前変更、今回の申請で変更前変更後の図を、
0:54:51	どうしても庫、もちろん比べるんですけど、ここでちょっと、
0:54:54	ちょっと教えてもらいたいのはやっぱ 1078 ページの、赤で示して下さったもの
	が、
0:55:03	頭が、
0:55:05	14 ページ 15 ページの簡易で、
0:55:10	示したものとちょっと生成後って言うんすかねそれがちょっとわからん。
0:55:15	わかり、当然わかりにくいところはあるんだと思うんだけども。
0:55:19	例えばですよ。例えば、この外気から、
0:55:24	排風機通ってまっすぐ伸びる。
0:55:28	あるじゃないすかこの本流本ラインっていうか、
0:55:31	これは、
0:55:32	この 1078 ページで言うところどこになるんですか。
0:55:36	はい原子力機構の青山です。こちらがですね 17 ページの、
0:55:45	この、
0:55:48	ちょっと、
0:55:53	直接、ここで、例えば、
0:55:56	はい。17 ページの赤いティンで、バナーバナーと斜めになってる。その左側に、
0:56:06	とあるうっと、L字型の絵と、これこれが見えますかね。この色が塗ってある部分。
0:56:14	なんですかはい。こちらが左側、すぐ左側にあるラインで、こちらがいわゆる本流 なんですけど、立ち上がる時だけはバルブを投じて、今回新たに記載する。宇都の 赤、赤いい。
0:56:28	点線で囲まれたラインを先にオープンさせるといったものとなります。これ、今の規 制庁です。
0:56:37	立ち上がっていくところなんか、見た目二股に分かれるような感じなんだけど、こ れはどっちになるんですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:44	立ち上げがその本ラインが上の方に行くところ、分かれてるように見えるんだけど。
0:56:53	はい。こちらが負担、二俣衛藤何ヶ所にも分かれるのですが、こちらが例えば図 2 で 14 ページの図 2 でいう。
0:57:04	施設ごとに大量に分かれてるラインの一つ目になります。
0:57:10	いや、わかりました。はい。実際もともと概略図ということで、詳しくは書いてなかったんですが、この竣工図を見ることで、あと現物を見ることで、
0:57:23	このバイパスラインがあったということでこちらを追記させていただきました。
0:57:36	そして、同じように、
0:57:38	同じようにですね、
0:57:45	何だっけ、吸気ラインと。
0:57:49	まずはあれか詰め替え室。
0:57:52	に行くちょっと短いやつと、
0:57:57	放射線管理室の下からこう延びてコーナンカマタバイパスのようにしている。
0:58:03	ラインこれは、じゃあ 10 今度は 18 ページから 18 ページでいくと、
0:58:12	だからこれあれか。
0:58:17	はいはいお願い。
0:58:19	はい原子力機構の青山です。こちらがですね 18 ページの、ちょっと説明が難しいんですが、
0:58:32	この図の右がブロックが
0:58:39	衛藤。
0:58:40	縦横軸を見ていただくと、6750 ごとに区切ってあると思います。この⑩と⑨と⑩の間の、
0:58:51	下からいくと、AとABとCの間ですね。
0:58:56	これでいくとBブロックからB-9 になるんですかね。ブロック。はい。
0:59:02	旧のビーカ系のBですねはい。9 のBの、そのさらに下の方に更衣室と書いてあるのがあると、あると思います。これが図 2 でいう、更衣室となっております。
0:59:17	この左側に縦に上がっていくラインがあると思うんです。これが図 2 でいうと、
0:59:25	は、送風機から、この図でいくと排水タンク室とまっすぐ下に延びているラインの本流になります。はい。
0:59:34	途中にしてせつ施設というか部屋が多数ありますので、それで途中で何ヶ所かに分岐するというものとなっております。
1:00:16	原子力機構なります。江藤。今のような後、色をつけたラインが本流のラインとなっております。はい。これを実際たどっていくと、今回申請させたと同じような形になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:34	規制庁の本田さんありがとうございました。これがだからそこを各部屋に分配して るライン。
1:00:40	の 1 番目メインラインで、
1:00:44	そうすると詰め替え室のその最後短いやつは、これは、
1:00:52	はい。
1:00:53	原子力機構の青山です。ですね詰め替え室に行く、もう 1 個のラインなんです が、こちらにつきましては 10-C。
1:01:05	ブロック、
1:01:07	の、
1:01:08	ですねちょうど、
1:01:11	真ん中よりちょっと下ぐらいのところに、
1:01:14	四角い
1:01:17	何かパレットマークのようなものが、
1:01:20	見られるかと思いますが、
1:01:22	この上が、ちょうど詰め替え室となっていて、ここから 1ヶ所目の旧機構になっ ております。
1:01:30	で、この左側に、今回追加させていただく、もう一本目のラインがありまして、要は L字型の部屋ですので、重宝。
1:01:42	長編側のを、に 1ヶ所、それから、L字が曲がったところの内側に 1ヶ所、旧当機 構がないと、空気がうまく循環しないのもともと 2ヶ所ついていたと。
1:01:55	いうことになります。
1:02:03	規制庁の方ですありがとうございました。
1:02:48	規制庁の本田です。ありがとうございます。もう 1 個の方の焼却設備の方、施設 の方も、
1:03:00	だから、2028 ページ。
1:03:04	の、当当時の図面と、
1:03:08	比較したいんですけど、これのまさに四角で赤で四角でいただいているんだけどこ れがどうしてこうなの。
1:03:16	今回の。
1:03:19	構成のエアフィルターのラインになるのだったのはちょっと、
1:03:23	わかんないんですけど。
1:03:25	これはいかがでしょうか。
1:03:29	原子力機構の青山です。ご質問の通り、ちょっとわかりづらいんですが、スコアと この 28 ページの図は、施設検査を受けた時の全般の配置図になりますが、この ⑧、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:46	が、これ縦垂直方向に、
1:03:53	何か配管が立ち上がっておりまして、
1:03:57	その立ち上がった先にヘパフィルターええと、空気を吸って何かの圧力を調整するために、そこにヘパフィルターが、実は小さいものが、
1:04:10	備えております。この図でいきますと左上の九番が、藤すいません。
1:04:26	すいません衛藤隣の⑦がエイジス。
1:04:30	実際のフィルターIF、高性能フィルタユニットなのですが、この分岐した⑧側にも、小さなヘパフィルターがついてまして、
1:04:40	見てちょっと見た目ではわからないんですが、はい。かなり小型なヘパフィルタがついております。そのために、設計当初からこちらは圧力の調整弁だと。
1:04:53	こういう扱いをしておりましてので、扱い上
1:04:57	排気ライン等は考えてはいなかったんですが、一応ヘパフィルターを通してラインに繋がっているということで今回改めて記載させていただくということになります。
1:05:17	規制庁の方ですありがとうございます
1:05:20	その確認ですが⑦番がもともと書いてあった構成の。
1:05:27	エアフィルターのことを指しているということと、
1:05:32	繋がってるんで⑧のこの図面では、そのフィルターっていうのははっきり音形としては、
1:05:40	出てこないんだけど、その、
1:05:42	8番が、
1:05:45	炉内調査の内圧調整と調整弁。
1:05:51	って書いてあるので
1:05:54	フィルターも含めてこういったラインが、
1:05:57	この
1:06:00	28ページの図では、
1:06:03	わからないけれどもっていうことになります。
1:06:07	菅環境センターの青山です。はい、ご認識の通りでございます。
1:06:25	規制庁の水野です。衛藤。
1:06:28	確認させていただきたいのですが、
1:06:30	高性能エアフィルタは、おそらくその申請書上で書かれているものであると認識して、全体として、そうだと思っているのでにそう書かれていると思ってるんですが、
1:06:43	他のフィルター類っていうのは、おそらく書かれていないものもあって、
1:06:47	そういったものを、もう一応配置として通るところではあるんですがそういったものの廃棄廃棄物として

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:06:57	外に出す時とか交換とか必要な部分あると思うんですけど、そういう時はどうされているのでしょうか。
1:07:03	廃棄廃棄物として、その廃棄するとき。
1:07:07	の、手順的なところなんですけれども、お願いいたします。
1:07:26	環境センターの青山です。へパフィルター、それからプレ、手前につけているのはプレフィルターという言い方をしていますがこちらにつきましては、ある程度、
1:07:40	目視、もしくは物によっては、圧力札ですね前後の差圧を見て、
1:07:46	健全かどうかという状態を確認すると、こういったことがない機能マニュアル、作業要領書に記載がございます。
1:07:57	交換につきましてはまた別個の交換に、
1:08:02	交換容量が書いてあるマニュアルがありましてそちらに従って取り外して、例えばへパフィルターがユニット式のものであれば、交換したものについてはDOP検査等をして、
1:08:16	9m上を問題ない。
1:08:19	9mでの管理をしております。出てきたものにつきましては、放射性廃棄物当然放射性廃棄物になりますので、プレフィルターにつきましてはこちらは不燃物としての不燃性の放射性廃棄物、
1:08:36	フィルタにつきましてはフィルタという種別で廃棄物がございますので、一般的な固体廃棄物の中でも
1:08:45	フィルター類といった形で管理をしております。最終的には、コンパクションして
1:08:53	燃えるものについては今後燃やしたり、裁断。
1:09:01	等をして圧縮した後最終的な処分場には行くんですが、今のところは我々の施設で保管廃棄するといった管理をしております。
1:09:15	規制庁の江ミズノですご説明ありがとうございます。一応最終的に保管、放射性固体廃棄物等々として廃棄されるということだと、今、理解いたしました。ありがとうございます。
1:09:49	議長の水野です。ではウラン系廃棄物処理施設についてご説明ありがとうございます。それでは続きまして武藤の方の御所説明を。
1:09:59	ご説明いただければと思っております。よろしくお願いいたします。
1:10:05	環境センターの青山です。それでは武藤についての申請内容についてご説明させていただきます。与儀内容につきましては、廃棄、液体廃棄物の処理フローシートの変更と、
1:10:20	いうものとなります。
1:10:21	こちらがですね不整合が生じている経緯を確認したところですね、AM等をまず設置するための仕様変更許可。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:31	こちらが平成 9 年になりますが、この時、当該サンプリングポートというものが 33 ページを見ていただくと、図 1 があります。
1:10:43	この屋内排水ピットの下に 2 ヶ所、
1:10:50	何も繋がってないラインがございますがこちらがサンプリングポートの記載がありました。ただしこちらでは循環ライン、いわゆる移送ラインというものが記載されていなかったと。
1:11:04	というのが最初の状態です。
1:11:07	そのうち、平成 15 年に変更申請を行ったのですが、その時の行政相談の結果に、の結果、
1:11:18	それまで記載されていたアクセサリ類、いわゆるポンプとかバルブとか、そういったものの記載は不要であるという見解終えまして、各工程から
1:11:29	屋内排水ピットまでの系統を示した図と、
1:11:32	いたしましたこちらが図の、
1:11:36	2、34 ページですかね、こちらの図となります。
1:11:44	この時、この後ですね、平成 20 年にまた表記の変更を行うとともに、当該循環ライン等を更新工事を行っております。
1:11:58	この際、申請書に記載する液体廃棄物の系統図につきましては順が更新でありますので特に変更はないと、ということと、アクセサリ類ということで、いわゆるバルブサンプリングポートを循環ラインにつきましては、
1:12:16	排水のライン、屋外に排出するためのラインではないという、考えがあったがために、記載はしていなかったと。
1:12:25	いったことが経緯と考えております。
1:12:31	なおこのラインにつきましては更新時ですね、ラインにつきましては行政相談を行った結果施設検査の対象外で、
1:12:42	あるということでこちらは施設検査を行っているラインではございません。
1:12:48	こちらのラインですが、とせ基準規則の観点から
1:12:58	問題は安全上の問題がないと判断したために変更申請を行ったというのが今の現状でございます。このラインですが、
1:13:10	これは屋内排水ピットに貯留した排水、こちらを各班、またはPTAとAとBという 2 ヶ所があるんですがこちらを移送するためのラインでありまして、
1:13:22	こちらは廃棄施設の一部でありますので
1:13:26	基準規則の 24 条に対して適合性普及される設備であると考えておりますが、こちらは、
1:13:34	いわゆる中野駅を動かすものである。それからサンプリング。
1:13:41	のを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:43	作業を行うためのを補完するための系統であるために、いわゆる水中の放射性物質を低減できるような処理する能力を担保する設備ではないと考えております。
1:13:56	また配管につきましては竣工時、通水試験で水が漏れないことを考えてとか、
1:14:03	確認していること、それから材質が札性であって、廃液が漏れにくい構造であって腐食しにくい材料を用いることと。
1:14:14	いうことを満足していることから、安全上、問題はないと判断しております。
1:14:19	以上となります。
1:14:26	規制庁の水間です。ご説明ありがとうございます。
1:14:30	それではこちらについて後、規制庁の方からご質問させていただきます。
1:14:40	規制庁の水野です。図の 1 で、サンプリングする箇所、何ヶ所か
1:14:49	書かれているところではあるんですけども、その後変更された際に、
1:14:55	書かれなくなってそのあと図の 3、
1:15:00	ですかね、宇野さん図の 4 で、図の 3 では赤線ですけども図の 4 では
1:15:05	黒くなってるんですけども、一応前回の
1:15:09	面談の際にLになっているところの先でサンプリングされるといったようなお話をお伺いしたと思っているんですけども、そもそもその 2ヶ所、
1:15:20	あったものが 1ヶ所に今になっているんでしょうかそれとももともと、
1:15:25	このような、図の 1 のような形で書かれているんですけども、実際は
1:15:31	図の 3 とかですとか図の 4。
1:15:35	書かれているような内容であったのでしょうか。よろしくお願いします。
1:15:41	原子力機構の青山です。下ももともと図 1 の段階であったものが更新を、図の図の 3 ですねこちらに表すような一本のラインにして、
1:15:57	ございます。
1:16:02	規制庁の水野です。ありがとうございます。それでは一応その 1ヶ所で、2ヶ所でサンプリングしていた。
1:16:09	ものが 1ヶ所になったというようなことでよろしいでしょうか。
1:16:16	はい。その通りでございます。
1:16:20	規制庁の水野です。ありがとうございますそれで循環しているような形、形ですので 1ヶ所りサンプリングされるということで、今理解いたしました。ありがとうございます。
1:16:36	規制庁の本田です。ありがとうございます。
1:16:39	いろんな猫。
1:16:40	図面の書き換えというか表現の仕方を、
1:16:44	申請書上で書いてらして、途中でその途中ちゅうか、
1:16:50	34 ページまでは屋外排水ピット 18 立米ってのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:58	表されてただけ、今、
1:17:01	今はその 35 ページの図 3 というのは平成 20 年 6 月 8 日の許可で、
1:17:07	こういう形に書き換えられたっていうんだけど、実際は、
1:17:12	はい。中間排水ピットっていうのは、
1:17:16	ぜひ書きあらわさなくて大丈夫なんすか。
1:17:53	核サ研環境センターの思いです。
1:17:56	とか排水ピットにつきましては平成 20 年に工事を行いまして、管理区域解除を行っております。現在は排水工の方が建屋から出たところになりますので、
1:18:07	現在の評価不要となっております。以上です。
1:18:46	気付規制庁ウエノです。
1:18:49	資料で言うと、
1:18:52	3、31 ページの産物の、
1:18:56	またのところの記載で、
1:19:02	ファックスセサル類の、
1:19:05	記載は不要だということに関してなんですが、
1:19:11	従前の考え方に従っておりってということで、
1:19:16	今回追加する。
1:19:20	サンプリングラインですか。
1:19:23	不破。
1:19:24	アクセサリーということで、
1:19:26	記載不要ということに整理したんですか。
1:19:32	点数よく機構の青山です。このアクセサリー類というのが過去のこちらで持っているヒアリングのメモを担う、なるんですがこちらではポンプバルブフランジ等と、
1:19:45	いうことを記載していましたので、サンプリングポートがあるということで今回、改めて記載をさせていただきましたL字型になって、
1:19:58	ページで言うと、
1:20:03	図、35 ページ 13 の、この屋内排水ピットからL字側に出ているライン、こちらがサンプリングポートとなります。
1:20:25	規制庁遠藤ですけどその後もう一度繰り返しますけど。
1:20:29	従前の考え方に従っておりってところがちょっと間違えたってことなんですかね。
1:20:41	はい。原子力機構の青山です。この今回の申請前までにつき、については表示はしないと考えておりましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:51	このプレーンを八反としました一連の現物と大間現場の確認をいたしまして、これは新たに載せるべきであろうという考えで改めて申請させていただいたということになります。
1:21:08	施設ウエノですけどサンプリングラインは、
1:21:13	同じこと聞くんですけど。
1:21:15	アクセサリとして、
1:21:18	とらえてたのかどうなのかっていうところをもう一度説明してください。
1:21:23	はい原子力機構衛藤アオヤマです。当時はアクセサリ類ということで考えておりました。
1:21:34	そうすると、当時アクセサリ類として考えてたんだけど、改めて考えてみるとはいかんということで、
1:21:41	記載すべきだろうということで
1:21:45	追加するということに判断至ったということで理解しました。それで、
1:21:52	アクセサリ類は、
1:21:54	書かないっていいっていうのは、
1:21:56	大丈夫なのかなっていう心配なんですけど。
1:24:11	規制庁上野です。そんなばるアクセルについてはどこまで記載してどこまで記載しないかっていうところをしっかり定めてられてるんであれば説明してもらえばいいし、
1:24:25	後で、何か言われたときに困らないようにしといてください。
1:24:30	はい原子力機構相場です。はい、承知いたしました。
1:25:15	規制庁の水野です。武藤についてご説明ありがとうございますそれでは次の施設で、
1:25:23	東海事業所第2ウラン貯蔵庫についてご説明をお願いいたします。
1:25:32	はい、原子力機構ヤマモトが説明させていただきます。東海事業所第2ウラン貯蔵庫という名称につきまして、本説明において第2ウラン貯蔵庫と、省略させていただきます。
1:25:44	変更内容としましては、申請書における永久変形等へのプレフィルターの記載の追加となっております。
1:25:51	経緯としましては、不確認したところ本施設の建設を開始するための、昭和51年度の申請書ですね、こちらの自園では、
1:26:02	本文及び図面にプレフィルターの記載がございましたが、平成17年の新様式に変える変更申請の際に、プレフィルターは、
1:26:12	環境影響評価等に記載しておらず、ほこり等による、高性能エアフィルタの目詰まりを軽減することで、高寿命化を意図した除染フィルターであることから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:23	申請書に記載すべき事項ではないと、判断してございます。そのため、平成 17 年の申請の際に、プレフィルターの記載が本文及び図面から削除され、現在に至った。
1:26:36	出るといった次第でございます。
1:26:39	こちらにつきましてフィルターの記載の有無につきましては、使用施設等の、
1:26:45	記載、主要施設等の維持、構造及び設備の基準の観点から、安全上問題ないと判断できること。
1:26:54	また、プレフィルターの記載は、他施設においても同様に、環境影響評価に、環境影響評価等に一致をしておりますが、給排気系統に記載されていることから、
1:27:05	他施設間の整合を図るために、江藤第 2 欄。
1:27:10	代入欄ちょうどこの申請書の永久変形当然に実在する、実際に存在するフィルターの記載を追加することが、妥当であると今回判断しまして、
1:27:21	現物と申請書の不整合を解消するための記載の適正化として、今回申請させていただいてございます。
1:27:28	安全性につきまして説明させていただきますと、当該プレフィルターは、主要施設等の位置構造及び設備の基準に対する適合性を要求される気体廃棄設備。
1:27:40	に組み込まれたフィルターでございますが、ほこり等による、高性能エアフィルタの目詰まりを軽減することで、工事名を意図した除じんフィルターであるとともに、申請書上、環境影響評価等に使用していませんので、
1:27:53	プレフィルターがなくとも、気体兵器物の捕集性能に影響はなく、環境への影響はございませんので、安全性に影響がないと、判断してございます。
1:28:12	規制庁のミズノでいつご説明いただきありがとうございます。それではこちらについて規制庁からご説明ご質問させていただきます。
1:28:33	規制庁のミズノですちょっと前回の質問でも若干あったかもしれないんですけどもプレフィルター。
1:28:41	は今回除じんフィルターといいますかやっぱり
1:28:46	高性能エアフィルタの目詰まりを軽減するためであって、予測を通っていくものであるとやっぱり思っているので、
1:28:55	そこにも一応若干ではあるかもしれないんですけども、汚染されたようなものっていうのはつくのではないかと思うんですけども。
1:29:05	全くその評価等されていなかったりですか、
1:29:09	ていうような今状態なんでしょうか。それとも何か評価とされておりますでしょうか。
1:29:14	原子力機構ヤマモトです。プレフィルターにつきまして放射性物質が捕集されることは物理的にはありますが、実際の建屋の環境影響評価には、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:25	高性能エアフィルタのみで評価をしてございますのでプレフィルターにおきましては全く評価をしてないといったことが実態としてございます。
1:29:36	清城野ミズノです。当評価等はされていないということ。今理解いたしました。それでなんですけれども先ほどは他施設においてもちょっと説明、質問させていただいたんですけれどもその後やはり後半交換等あると思う。
1:29:53	ておりまして、その際っていうのは、
1:29:55	廃棄する際のですねとか作業ですとかっていうのはどのようにされているんでしょうか。
1:30:02	原子力機構やマモトレスト等、第2ウラン貯蔵庫におきましても、先ほどご説明しました背景の手順と全く同じでして、フィルターはすべて放射性廃棄物で管理してございます。
1:30:14	本規定に基づく安全安全基準や、各課の定めるマニュアルにおきまして、放射線作業として取り外して、固体廃棄物として、
1:30:25	取外しへ保管管理するものでございます。
1:30:31	規制庁の水野です。ありがとうございます。
1:30:41	規制庁の水野ですみませんそれではちょっと全体を通しての質問になるんですけれども、ちょっとお願いいたします。
1:30:48	皆さん変更申請の経緯というところに、なんですけれども、核燃料サイクル工学研究所未然防止処置計画書に基づきっていうような、
1:31:00	今回その不整合を調査し、それをもとに不整合を調査したということをお話させていただいたんだと、ご説明いただいているところなんですけれども、それってどう、どういったことが書かれているんですかね。
1:31:13	今回これが不整合だと。
1:31:16	ほんで、ゲームとは違う、違うからちょっと書き換え、変えようということでご申請されたと思うんですけれども
1:31:24	なんで、何でそのように判断されたのかなっていうところがちょっと。
1:31:28	思いましたのでちょっとご説明いただければと思うんですけれども。
1:31:43	現状機構の東出多分ちょっと各社県全体の話なんで、ちょっと核サ研今Webで参加してる方からちょっと。
1:31:50	全体の話お願いします。
1:31:59	はい。核サ研保安管理部施設安全課の古橋でございます。
1:32:04	ご説明をさせていただきます。まず冒頭にございました、令和3年の10月にプール一位で規制検査で、
1:32:15	現物等の底が気づきとして挙げられたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:19	ということで、まずこのプルー井については不適合処理ということで、不適合管理を行っております。
1:32:28	それと今回のプル市の事象を踏まえて、環境センター、或いは放射線管理部の施設所掌施設においても、
1:32:39	同様のことがないかどうかということで不適合管理の一環として、
1:32:47	環境センターと放射線管理部の方で現物とのそごを確認をするということで
1:32:57	不適合管理の一環として未然防止処置ということを計画をして、所内に展開したということでございます。以上でございます。
1:33:10	規制庁の三野です。ご説明ありがとうございます。それでは不適合管理がもとでできた未然防止処置の内容の一環として今回、
1:33:24	確認していこうということで行われたということで行ったと理解しました。
1:33:29	特にその現物との整合すいません令和3年の10月の、
1:33:35	これはどこまでその細くなのかっていうのが、ちょっと私の方でわかってないんですけれども。
1:33:41	今回かなり細かく現物との整合、不正整合ということで変更をいただいているところが多々あったので、
1:33:50	ちょっとそのどこまでなのかっていうのが、
1:33:53	もしあれあれば、教えていただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか。
1:34:12	はい。核サ研保安管理部の古橋でございます。
1:34:16	まず令和3年10月の規制検査において、対象施設としてはプルー位の、
1:34:26	サイボウズです。
1:34:27	とかサイボー法の観点の検査において、現バーにおいて、NFIん土地、
1:34:37	疾患、
1:34:38	地、庄原飯野現物を、検査官が現物を確認をした際に、
1:34:46	グローブボックスに繋がってるそのラインにおいて、バルブが本来は、
1:34:57	本来は申請書上は二つあるところが、現物上は1個しかなかったと、ということがございまして、許可書の図面と違いますねというのがスタートになってございます。以上です。
1:35:17	規制庁の水間です。
1:35:20	不適合の中の内容についてご説明ありがとうございます。
1:35:25	一応その、やはり伴検査の、
1:35:28	時の過去、過去の資料とかも見せていただいた時に、やはり申請上で、見た時っていうか、許可書、許可書上といいますかそれで見たとときと、
1:35:38	やはり細かさがちょっと違うのか、詳細なのかなって思ったのでちょっと今、お伺いさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:35:45	今回
1:35:47	その許可と症状と、違うじゃないかというところで指摘されたということで理解いたしました。それをもとに作られたということで
1:35:58	今確認させていただきましたのでありがとうございます。
1:36:01	藤。
1:36:05	次ですけれども規制庁の水野です。
1:36:10	ちょっと今回ご説明いただかなかったところなんですけれどもジェイ等ではそのITモニターのことが、今回資料上書かれておりました、
1:36:20	江藤何施設が結構ITモニターに関する共通設備のところになるんですけれども
1:36:27	何々を超え、
1:36:29	ルート超え、
1:36:31	で、
1:36:31	とかっていうところ、何か異常とかっていうふうな書き方のか、書き換えていうのをされているところがあったんですけれども。
1:36:38	今回そのJ棟のみが、一応その、まずもあったので、能勢田野、今回ご説明いただくように資料を準備いただいたのかなとは思ったんですけれどもそういう。
1:36:50	区別といいますか、今回
1:36:53	かなり内容を、結構その経緯等も含めて書いていただいたところあるので、ちょっとその、
1:36:59	差別をつけたといいますか。
1:37:02	そういうところ、理由あれば教えてください。
1:38:52	現象機構の東です。清水さんからの質問の趣旨は、
1:38:57	他の施設、モニター関係の関係でちょっと修正はしてると思うんですけども、今回資料でjとだけ入ってきてると。
1:39:05	多分ズーの変更があるから入れてきてるのかなという考えなのかなと思いますけども、何かそういう理解でよろしいですか。
1:40:04	規制庁の方ですJAと、モニターの話って何か後。
1:40:10	α制御用空気モニター。
1:40:13	も含めてだけどその積み化しますとかあと本文中の各位置を変えますとか、
1:40:19	そういった変更が、他の施設に深く跨ってたくさん、
1:40:26	ちょっと印象的にあるんですけど、今回JA等については、
1:40:31	これこれ、過去のね、申請書みたいな。
1:40:35	引用して下さって、昔から書いてありますよ。ただ図面にだけは載ってなかったんですっていう。
1:40:43	ご説明をいただいているんだけど他の。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:46	建物もそういった図に追加しますっていう、同じ。
1:40:51	変更がある以上はその施設についてもこういった背景があるんじゃないでしょうかっていう。
1:40:58	いことであればそれもご説明いただきたかったなっていうところ。
1:41:04	できるよね。はい。ということではいい。
1:43:08	減少機構の東です。ではちょっともう1回確認して、
1:43:13	追加の資料があると思いますので、また改めてちょっと資料で示したいと思います。
1:43:28	すいません続きまして規制庁の水野です。別の箇所なんですけれども。
1:43:35	プルトニウム廃棄物処理施設のところなんですけれども今回また説明いただいたところとは違うんですけれどもちょっとお伝えしたいところでしたのでちょっとお話しさせていただきます。
1:43:48	今回
1:43:51	$\alpha$ 線用空気モニターや炊飯について変更の理由に解体撤去とならなく予備品となるということを前回
1:44:01	前々回ですかね面談の際にお話いただいたところではあるんですけれども。
1:44:06	ちょっとその、普段、配置まで行くときはですけれども参考資料2、その作業の手順ですとか廃棄物どうするかっていうような話とか書いていただいているんですね。
1:44:20	今回はその予備品として保管するっていうことなので
1:44:24	QMS、
1:44:26	上といますかケース設問と管理していく。
1:44:29	今後どう管理していくかっていうような話をちょっと変更の理由のところにはですね追加で書いていただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。
1:44:52	サイクル研プルセンターの尾野です。
1:44:55	今いただいたコメントについては、補正申請の際の別紙の変更理由のところには追加させていただきたいと思います。
1:45:04	以上です。
1:45:06	規制庁の水野です。追加いただき、検討いただけるということを承知いたしました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
1:45:19	次なんですけれども、ちょっと
1:45:23	全体といますか、
1:45:26	かなりの施設数で管理するところなんです規制庁の水間です。衛藤。
1:45:32	個人線量計の記載のところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:36	前、以前保安規定でTLDバッチからちょっと個人線量計に書き換えていた変更で認可されたものがあると思うんですけれども。
1:45:46	そちらについても記載の適正化、かっこ何とかといったような感じで書かれておりまして確か表現の見直しかなんかだったと思うんですけれども。
1:45:56	ちょっとそちらについて
1:45:59	もう少し詳細に変更の理由書いていただきたいなと思ひまして、
1:46:05	いついつ、いつ位置付けの保安規定。
1:46:09	加古 2 課において、規定済み。
1:46:13	であるってということがわかるように、
1:46:15	ちょっと書きかえていただきたいなと思っております。ちょっとその参考になるところとしてその共通編のところ組織改正のところ。
1:46:24	ではちょっと詳細に、かなり書いていただいているんですけれども、ちょっとそちらについても、同様に書きかえて、それ種若干書きかえていただく必要が。
1:46:35	あるところでは、
1:46:36	ありますが、ちょっと基本はそちらを参考に書いていただいて、最後規定済みであるということがわかるように、
1:46:44	そちらの反映は保安規定の反映っていうのはやはり
1:46:48	と若干逆になってしまっている。許可の反映をする、許可を、のものを保安規定に反映していくっていうような感じだと、こちらで認識しているところであるので、保安規定の内容を反映するっていうような、
1:47:02	ような書き方ではなくてやはりそのまま規定はされているものである。
1:47:06	いうような書き方としていただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。
1:47:12	もう、ご検討いただければと思います。
1:47:17	はい。核サ研保安管理部の鎌田です。はい今のコメントを廃止をしましてまさにですね共通編のところそういったニュアンスの文章になってますんで、こちらでちょっと表現は一度考えまして補正審査に反映したいと思ひます。以上です。
1:47:31	規制庁の水間です。ご検討いただけたら、ありがとうございます。ではちょっと今、個人線量計のところ
1:47:41	かなり申し上げました通りよろしくお願ひします。
1:47:45	あと共通編のところにも組織改正のところ若干
1:47:49	語尾が反映となっているのでそちらもあわせてお願ひいたします。
1:47:56	はい。田崎委員承知しました。
1:48:03	規制庁の水野です。続きまして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:07	記載の適正化、括弧、何とか表現の見直しですとか今回現物との整合っていうような書き方がやはり多かったんですけども、結局何なのかっていうところがやはり
1:48:19	そこだけ見て、変更の理由これが変更の理由確かに
1:48:23	その場で働いてる方々からしたら、やはり今の現状とは違うんだなっていうのはちょっと分かったりするかもしれないんですけども、私達これを見た申請書上で、
1:48:35	確認してっていうのがやはり、主になってしまうのでちょっとわかりかねるところもやはりあるんですね。その、
1:48:41	今回、いろいろと資料を用いて説明いただいたところではあるんですけども、
1:48:47	申請書上で、
1:48:49	実際にどういうものかかっていうのがもっともう少し具体的にわかった方がよりよいというところがありますので、
1:48:57	その変更の理由のところですね、記載の適正化確保、標準の見直しで終わらせるのではなくてですね。
1:49:05	もう少し詳細に、今回説明いただいたような内容。
1:49:12	書いていただいて何のため変更するとか、何かそういうような、
1:49:17	何々を図るためですとか、そういったようなことを書き加えていただきたいなと思って。
1:49:24	いるのですが、よろしいでしょうか。いかがでしょう。
1:49:50	それで規制庁の水野です。今、ちょっとお話しさせていただいたものの続きで
1:49:58	実態の見直し、実態との整合ですかね。ですとか現物との整合ってやはり若干ニュアンスは違うのだとは思うんですけども。
1:50:08	何か
1:50:09	施設ごとに、これとこれ同じだろうけれどもそこがちょっと違ったりとかっていう。
1:50:16	若干理由が何か、どういうことなんだろうかなと、ちょっと悩んでしまうようなところがありましたので、
1:50:24	ちょっとその辺りについても、
1:50:26	どういうふうにならぬところが違っていたのかっていうのは、もし差し支えなければ伺いたいなと思っておりますし今後そういったところについてもちょっと、
1:50:36	実、
1:50:38	ご覧いただいてご検討いただければと思っております。よろしいでしょうか。
1:51:15	検証機構の東ですけど、あと先ほどちょっと皆さんからの質問とか、後、コメント。
1:51:21	に関して何かさっきで確認したいとか、趣旨がもう1回理解できない。ちょっと、ちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:27	趣旨をもう1回確認したいとあってあります。
1:51:47	格差県としてはコメンターか健康管理部カマタですけども、コメントの趣旨は理解できるんですけどただ、その表現をじゃあどこまで書くかというところはちょっと今こちら悩み中でして、
1:51:59	ここはヒガシです。それでしたら、多分、
1:52:04	多分次回ちょっと追加の資料の説明がどうせあるので、
1:52:07	例えば補正方針のことを説明するとか、
1:52:11	そういうことでそこで確認を得るってのはどうですか。
1:52:22	改革されるんでこちらの皆さんはい。明確な会議すぐに出ないので、一旦そのようにちょっと仕切せざるをえないと思ってます。
1:52:30	逆にそちら核サ研の行ってるメンバーで何かご意見ありますか。
1:52:58	核サ研の青山です。先ほど水野さんからのご指摘というかコメントなんですけど、今のところ
1:53:07	大量に今回あったその元江藤不適合処理で行ったその現場を確認して実際に合わせるという書き方が、すべてその実態等の人物の性を図るためと、
1:53:20	いう書き方になってます多分一つ一つ書くとかかなりの量になってしまうのでここで代表して書いて、それぞれの説明は個別に今回のような説明させていただいている形だと思います。
1:53:33	それから、さ、もう一つあった都銀見物等の整備。
1:53:39	実態との整合を合わせるという点につきましては、廃棄モニターの設定値ですね。
1:53:47	超えるか以上をというところで実際は超える前に以上の段階で、堤防が発報しますので設定値になった時点で、越えるより以上と書くのが正しいので。
1:54:00	それに合わせたということでこちらが実態との整合とこの言葉かと思います。その他の戸高表現の見直しにつきましては、例えば本当に細かいところだと、SI単位に合わせたとか、大文字をコムズに直したとか、
1:54:17	そういったところもありますので、ちょっとどこ。
1:54:22	どのレベルで直すかというのはちょっと、再度調整をしなければならないと思います。
1:54:36	規制庁のミズノで正当。
1:54:39	ご説明ありがとうございます。あと、
1:54:42	そのように今書き分けているということは理解させていただきました。今後の変更申請の際の書き方、変更申請じゃないです。補正の方の、
1:54:52	書き方については補正の方針として次回の面談等で
1:54:57	お示しいただければと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:00	ですね一つ思うといいますか不適合であってもともとその検査でやろうと、通っていた。
1:55:08	合格していたっていうようなものについてもちょっとこちらでは申請するようわかりかねるところがありますので、そういったところについて書いてちょっと書いていただくようなことをご検討いただいた方がいいのかなとちょっと思っています。
1:55:23	というところですね。
1:55:25	もちろんその表現の見直しで単位がとかっていうのは見ればわかったりするところがあるのでちょっとその書き方は、
1:55:33	それでいいのかもしれないんですけども、その辺はご検討ください。
1:55:37	で、ちょっとその変更の理由の書き方。
1:55:40	なんですけれども新旧対照表においてその何とか及び何とか、
1:55:45	括弧書きですべてちょっともう、
1:55:48	書かれているものがあるんですけども、実際どれがどれなのかってちょっとその、
1:55:53	実、
1:55:54	しっかりこの突合せ見たら、何かわかるのかもしれないんですけどもすごくわかりにくくなってしまっているんですよ。
1:56:01	なのでちょっとその、その書き方についてもちょっとご検討いただければなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:57:17	規制庁の水野です。今回何。
1:57:20	何施設か。こちらでゴシゴシ指定させていただいたところについてご説明いただいたところではございますが、他の施設で資料として作成いただいたところについても現時点では、
1:57:32	のところに
1:57:35	コメント等はないといいますか確認でっていう現状を確認できているというところになります。今後もしその審査書等を変えていく中で、
1:57:44	やっぱり気になる箇所出てくるかもしれませんので、そちらについてあればまた、こういった形で面談等を、
1:57:53	させていただければと思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。
1:57:58	はい、原子力機構の東です正直ました今日で、いわゆる原発の整合と称した形についてはその経緯とかについては現時点でご理解いただいたと。
1:58:11	いうことでちょっと追加のさっきありますけども、追加のちょっと詳細情報はまずは大丈夫ということで理解しました。
1:58:23	規制庁の水野です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:25	それではちょっと先ほど、面談資料でちょっと足りてないのではないかとという廃棄モニターの点ですとか、あと変更の理由。
1:58:35	についての書き方ですね、ご検討いただきまして補正の方針等でお示しいただくということで次回の面談とさせていただければと思います。
1:58:45	よろしいでしょうか。
1:58:46	はい。減少機構の東ですけど、
1:59:00	原子力機構の青山です。例えば特に排気モニター関係のものについては同じ理由で各施設に帰って結構跨ってるものがあるんですけどもそちらについては個別2棟施設ごととなるのか。
1:59:14	理由が全く同じで中身がもう繰り返しになるのであれば、一つの説明でよろしいのかということは、一つの方でよろしいでしょうか。
1:59:46	江藤、規制庁の恩田さんの、
1:59:49	モニターの話はまさに他ほかの建物に、
1:59:53	また上がってるっていうことであれば、そのいろんな共通するものがたくさんあるんだとしたらば、それは建物ごとに、
2:00:02	お示しいただくってのはそれは効率が良くないので、そこはまとまっているのであればこの、
2:00:09	建物ひとまとめにして、例えば火種類の資料とかね、そういう形でいただければ私たちはわかりますんで、それよろしくお願いします
2:00:37	河崎の方で何か、括弧、ちょっとここで確認したいこととか何かありますか。
2:00:45	柿崎の保安管理の河田です。今青山さんのちょっと関連にはなるんですけど、例えば施設ごとに核として、佐治新旧対照表の方の理由ですね。例えば、
2:00:57	モニターの変更でもいいですし、例えば記載の適正化で例えば先ほどSI単位で他法令とか、例えば、指針球体表彰の1ページに、
2:01:08	例えば変更箇所が頃、五つも六つも出ると。要は、繰り返しの変更だとすると、そういったところもすべてなんですね。
2:01:17	文章、フルスペックで書いた方がいいのかそれとも最初に登場するところだけ代表的に書いて、
2:01:24	以下省略みたいなどか、
2:01:27	いくつかちょっとパターンがあるかと思うんですけど、これについては、
2:01:31	全部変えた方がよろしかったでしょうか。
2:01:34	ちょっとその更新によっては作業の負担といいますかちょっと時間の問題もあまして、
2:01:41	そこはちょっと、
2:01:42	できれば調整したいところであります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:48	規制庁の三野水野です。今
2:01:53	面談の資料として今回ご説明いただいたような資料において、まとめて
2:02:01	ご説明いただくような資料を作成いただくのは構わないんですけども、ちょっと変更の理由としてはそれぞれに書いていただく必要があるかなと思いますがよろしいでしょうか。
2:02:17	はい。柿崎は承知しました。この方針例対応いたし準備いたします。
2:02:27	芸術家に関してその他、その他何かありますか。
2:02:37	じゃ、現状機構のーヒガシじゃ次回の面談なんですけども、先ほどこちらでちょっとちょっと一部まず説明ちょっと不足したところがありますので記者はヶ所ありますので、それをちょっと追加で説明する資料を準備いたします。
2:02:52	それに加えて、補正方針。
2:02:56	についてあわせてご説明し、そこで方針が、ご了解というかいいでしょうって話であれば補正という流れで行きたいんですけどそういう理解でよろしいですか。
2:03:07	規制庁の水野です。ご認識いただいてる通りで大丈夫かと思しますのでよろしくお願いいいたします。
2:03:13	はい。減少機構の東出承知しました。ではこちらで機構現職の東出はこちらで準備ができて、からまた規制庁の方にご連絡することとします。
2:03:25	規制庁の水野です。そのようによろしくお願いいいたします。
2:03:28	それでは本日の面談を終了したいと思いますありがとうございます。
2:03:37	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。